広報きたうら

第119号

発行所　北浦村役場

北浦村大字山田

発行人

北浦村長　高柳庄次郎

さんゆう社印刷所

農業労働力の確保のため協議会設立へ

農業就業近代化対策事業

▽昭和四十四年度より農業委員会では、農家の労働力の諸問題（特に老齢者と婦人の労働力に依存した小規模農家と農業後継者の他産業流出等）について調査、研究し△▽その問題に対策を立て実践していこうとする農業就業近代化対策事業始めました。△▽

この農業就業近代化対策事業は日本経済のめざましい経済成長にともない、他産業への雇用が賃金の上昇とあいまつて、農業労働力の他産業への流出をうながし、農業労働力は減少し、老齢者あるいは婦人を中心としたいわゆる「三ちゃん農業」となっているのが現状であります。こういったことは鹿島開発にともなって、当然、以前にも増して取り上げねばならない問題であり、現在、将来にわたり北浦の農業の中心となる農業後継者の確保が年々困難な状態になるのではないかと思われます。

このような中で、農業の近代化の声が高まりつつある現在、農業委員会等その指導にあたるべき組織、団体により、前に述べた問題を本年度村で計画した農業就業近代化対策事業により、地域的あるいは季節的労働力の需要供給の調整、農業後継者の養成確保、世帯員等の離農、転職などの事項について啓発、指導、連絡等を諸団体機関の協力を得て実施するものであります。

農業後継者の育成確保対策の一つとして、村内農業後継者の協議会をつくり、農業経営の諸問題について、研修、研究をする場を作るものです。

この協議会は六月に設立されるはこびになっておりますので、満三十才位までの農業後継者であれば会員になれますから入会希望の方は、各四Hクラブ会長、各青年団支部長さんが準備委員になっておりますので申し込み願います。

なお、この事業を実践的に活動する方は、次の相談員でありますので、労働力の諸問題について相談願います。

平山治（吉川）横田松夫（繁昌）小林秀雄（中根）原目忠治（山田）椎名重（行戸）山崎松雄（小幡）小沢政江（南高岡）大久保喜平（内宿）出久根静（成田）河野寛（三和）河野武雄（次木）原田長作（小貫）

小貫小防音校舎

敷地造成始まる

5月15日から

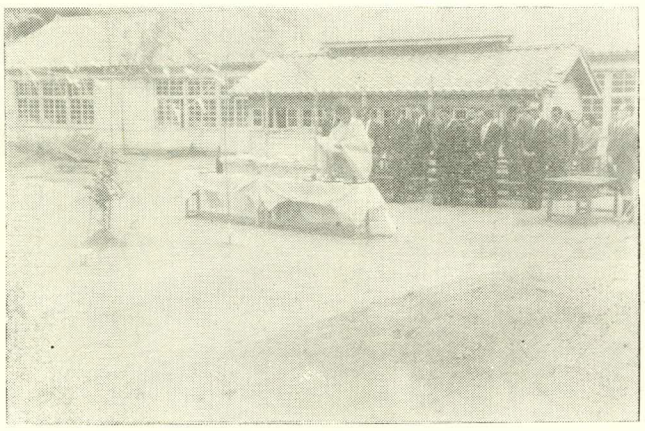

写真は地鎮祭のもよう

五月十三日に　地鎮祭

本年度の重点事業である小貫小学校の防音校舎改策工事は、いよいよ五月十五日から敷地造成工事が始まった。

それに先立って、十三日学校関係者、村長議会代表などが出席し学校裏の現場で地鎮祭が行なわれた。

この造成工事は、学校裏の山を削り、地元の協力により村が買い上げた用地に土砂を埋立て、現在より敷地を広げ校舎を建設する予定です。

北浦村振興計画のあらまし

昨年から計画策定に着手し、目標年次を十年後とし、作業を進めてまいりましたが、三月十五日にその大綱が決定されました。今回から四回にわたり計画のあらましを説明を加え公表したいと思います。

現在のように社会経済の変動のはげしい時代にあっては、行政需要も多様化高度化の道をたどり、行政のあり方もそれに対応しなければならない。村がこれら当面する諸問題を解決するためには、場当りの行政では不可能であって村みずからが将来の発展方策を考え、行政を合理的に執行する役割をになっているという認識に立って、行政を総合的かつ計画的に秩序だてて行かねばならない。

こうした意味から、従来の行政の歩んで来た道を反省し、限りある財源の社会資本への投資を検討し、施設計画に、非施設計画に、住民福祉の向上へのためのプログラムとして策定したのが、この振興計画であります。

今後、大きく変ぼうするであろう村の状況を思うとき、果たして本計画のみで十分であることは、思いませんが、年々、計画の修正をし、実効性のある計画と、その効果を期してまいりたいと思います。

以下毎月本紙をとおして、計画の内容をご説明しまいりますのでみなさまのご協力、ご批判をいただきたいと思います。

目　次

一　基本構想
一　北浦村の現況
(一)　北浦村の自然条件
(二)　北浦村の歴史的発展過程
(三)　北浦村産業経済の概要
(四)　北浦村の人口と労働力の移動状況
(五)　北浦村の文教、厚生施設
(六)　北浦村の生活環境
(七)　北浦村の財政状況
二　北浦村における地域的課題
二　基本計画
一　基礎的条件の整備計画
(一)　土地利用計画
(二)　水利用計画
(三)　防災計画
二　施設計画
三　非施設計画
四　行財政計画
(一)　行財政計画
ア　行政組織
イ　人事管理
ウ　事務改善
エ　広域行政
(二)　財政基本計画
三　実施計画
一　事業計画
二　財政計画

一　基本構想

一　北浦村の現況（省略）

二　北浦村における地域的課題

おおむね昭和五十年を目標とする鹿島地区工業整備特別地域整備基本計画によれば、鹿島地区は、首都圏内にあって、大規模港の建設適地を中心に広大な開発用地、豊富な水資源に恵まれ、交通条件の改善によって工業開発の拠点として飛躍的な発展を期待できる地域である。

この地区の開発は、有利な立地条件をいかす方途として、鹿島港の建設を中核として、道路、鉄道などの交通施設、工業用水道、上下水道などの都市施設の整備により鹿島港周辺の臨海部に鉄鋼、石油精製、石油化学等の重化学工業コンビナートを建設し、その周辺に機械工業その他関連工業の開発を行なうことにより首都圏の産業および人口の適正配置をはかり北関東における大規模工業開発拠点として整備するものとする。その究極の目標は、工業の発展を通じて地域住民がひとしく豊かな生活に安住し、近代的便益を享受できるような地域社会を建設することにある。行方郡南部は、自然景観の保全につとめながら観光リクリエーション施設を整備拡充することにより、観光地としてさらに発展させるとともに、環境良好な住宅地を配置し、これにともなう所要の商業、文教施設の等整備をはかり臨海工業地区の後背地としての必要な機能を分担するものとする。

地区北部は本地区における行政上の中心として機能を果しつつ、内陸工業（機械、食品工業）地区として整備をはかるものとする。なお主要な農業地域である鹿島南部、北浦東部については、特に農業地域として環境を保全するとともに水郷国定公園について、そのすぐれた自然景観を保護するよう配慮しなければならないとする。以上が鹿島地区工業整備特別地域整備基本計画の大綱であり、これによって開発が進められるわけであるが、本村としては急激な影響はないとしても、今後なんらかの影響を受けることは確実であり、また、巨視的にはこの開発計画にそった計画を樹立しなければならない。したがって、こうした与件される地域的課題の具体的進展策として

(1)　総合的土地利用計画の樹立による用途指定の確立

(2)　産業構造改善による生産性の向上

(3)　社会環境施設（たとえば道路整備）の充実

(4)　生活環境施設（たとえば田園都市センター）

(5)　観光資源の開発とその施設の整備

などがあげられるが全般的には全国開発計画論に指てきされているとおり農山村においても所得水準の上昇や広い意味での都市化の進展にともなって農山村の住民の欲求も、多様かつ高度化していくとともに、生活様式も次第に変質し、都市住民の欲求に近づくであろうことを予想したとき、当然本村においても、都市化への進展をはかる社会資本（道路改良、環境良好な住宅地、清掃、じんかい処理、文化施設充実策）の重点投資による開発策が急激に要請されるであろう。

(7)　総合的土地利用計画の樹立について

最近、都市などと土地利用の合理化の世論が高まりつつあることは人間にふさわしい生活空間を確保することが、人間の生産、生産活動の出発点でなければならないとする新らしい構想への認識として、開発政策への第一歩を歩み出したと言えよう。本村においても、土地利用計画の樹立にあたっては住宅、農耕地、商業、観光等細かいゾーニングを定め、土地の所有者や利用者である住民の参加の手続を十二分に保障することがきわめて必要であると考えられる。即ち、土地利用計画の実現を担当するものは厳重なる規制とともに公共投資を通じての誘導のほか、税制等あらゆる政策手段を強力に活用してゆかねばならないと考えられる。また将来においては鹿島開発にともなっての、企業誘致の是非とも今回の土地利用計画の樹立によって判断されなければならない。

(4)　産業構造改善による生産の向上

本村の基幹産業である農業について見ると、昭和四十三年二月現在、全農家千八五十戸中、専業農家は千百五十六戸、兼業農家六百九十四戸で平均経営面積は百三十四ヘクタール、経営規模別においては百～百四十九アールの農家が最も多く、農業だけに従事した人数は、男二千六十一人、女二千五百四十六人、計四千六百七人となっている。これらは現代経済社会における所得を考慮したとき、いわゆる小規模な経営形態といえよう。また経済の高度な発展による人口移動は低生産部門から高生産部門へ流動し、本村においても労働力の流動、地価の高騰、農産物の商品化の促進がみられ、農村生活の都市化を強め、兼業化、離農現象をいっそう強めている。特に目立ってきたのは、地価の高騰にともなっての宅地造成による農地転用、農地の潰滅（過去八年間平均二百八十六アール）があり、しかもこの傾向は益々増大するものと考えられる。

しかし、一方、農業も土地集約度の高い都市向けの集約的畜産とか、そ菜栽培、花キ栽培とか集約的農業に向かうであろうし、交通通信手段の発達とともに生鮮食糧品等の有利な商品の選択的拡大が考えられ、主産地形成等、生産の地域的構造変化があるであろう。こうした農業生産向上をさらに労働力の流出に対応して農業構造改善を進める必要がある。（次号へ）

今月の納税

村県民税（第1期）
国民健康保険税（〃）
国民年金保険料（〃）

6月28・30日
公民館・役場徴収

あなたは交通災害共済に加入しましたか

私たちは、いつ、どこで、どのような交通事故にあうかもわかりません。交通事故による被害者をみなさんの手によつて助けあい、これらの方に、見舞金をおおくりするのが交通災害共済制度です。

この制度の会員は、北浦村に住民登録してある人なら、だれでも会費（1年……360円　中学生以下……300円）を納めた日から1年間会員として、見舞金がうけられます。

会費特参のうえ役場窓口へお出かけ下さい。

見舞金の額

	災害区分	見舞金額
共済見舞金	① 死亡した場合	500,000円
	② 全治6ケ月以上の傷害を受けた場合	100,000円
	③ 〃 3ケ月以上 〃	50,000円
	④ 〃 1ケ月以上 〃	20,000円
	⑤ 〃 1週間以上 〃	5,000円
	⑥ 〃 1週間未満 〃	2,000円
身障見舞金		100,000円

見舞金は会員が万一交通事故にあったらすぐ、役場窓口へ請求して下さい即日払いが遅くとも5日以内にお払いします。

……旧軍人・軍属・外地引揚者……

各種請求期限がせまる

旧軍人、軍属、外地引揚者等の各種請求期限が迫ってまいりました。受給資格のある方でまだ請求をしていない方は、はやめに請求手続きをとってくださるようにお願いします。

6月30日　本年六月三十日までに請求期限の切れる方

☆ 戦没者などの妻に対する特別交付金
昭和三十九年十月一日支給開始の特例扶助料、遺族年金、遺族給与金など公的年金を受ける権利を取得した戦没者の妻に、特別給付金（二十万円の国債）が支給されます。

☆ 戦没者などの遺族に対する特別弔慰金
遺族援護法による弔慰金（五万円の国債、準軍属の場合は三万円）受給者が昭和四十年四月一日前に死亡、国籍喪失した場合などで、昭和四十年四月一日の時点で、公務扶助料、遺族年金などを受けるものがないときは、戦没者の父母孫、祖父母、兄弟姉妹等のうち、先順位者に特別弔慰金（五万円の国債）が支給されます。

☆ 戦傷者などの妻に対する特別給付金
昭和十二年七月七日以後に公務上負傷し、または疾病にかかり、これにより昭和三十八年四月一日の時点で恩給法による、第五項症以上の増加恩給障害年金を受けている者の妻に特別給付金（十万円の国債）が支給されます。

9月30日　本年九月三十日までに請求期限が切れを方

☆ 戦没者等の妻に対する特別給付金
昭和四十一年十月一日支給開始の遺族年金、遺族給与金等の公的年金を受ける権利を取得した戦没者の妻に、特別給付金（二十万円の国債）が支給されます。

☆ 普通恩給
旧軍人、軍属として外地勤務された者のうち、実際の勤務年数に外地勤務の加算年を加えて十二年に達する者に普通恩給が支給されます。外地勤務の加算年は、戦地事変地で一ケ月につき三ケ月以内その他の地域、時期によって異なります。

3月31日　昭和四十五年三月三十一日までで請求期限が切れる方

☆ 外地引揚者に対する特別交付金
外地に生活の本拠を一年以上もっており、終戦等のやむをえない理由により内地に引揚げた者、及びその遺族に対して特別交付金が支給されます。

以上でありますが、戦没された旧軍人、軍属、準軍属には、勲章勲記等が交付されます。まだ請求されてないものは六月三十日までに請求してください。

詳しいことは役場民生課、または茨城県民生部世話課へお問い合わせください。

村PTA連絡協議会開く

さる五月十二日、村PTA連絡協議会（真家襄之会長）が開かれ昭和四十三年度事業報告同決算の承認、昭和四十四年度事業計画同予算、役員改選等が行なわれた。

同協議会は昭和四十一年村内単位PTAの代表者が相互の連絡をはかりPTA運営の振興と教育の発展を目的に発足し、ちなみに昨年度は研修会、研究会、他ブロックとの研究会等を重ねました。本年度も研修会、研究会また新らしい試みといたしまして講演会が計画されています。

改選されはた役員は、次のとおり

会長、野原重、副会長、小貫喜曽寿、同　千ケ崎俊雄、同　男庭芳和、監事、五十野司、同　沼田六兵衛、郡PTA連絡協議会代議員小貫喜曽寿

税務署からおしらせ
予定納税と減額申請について

所得税は、一月から十二月まで一期間とする申告納税制度を採用しており、納税義務は、その期間の終了時に成立し、確定申告によつて、確定するたてまえとしておりますが、予定納税は、納税者の納税の便宜などの観点から、前年分の所得について確定申告を提出する義務があった者は、本年においても、前年と同額であるものと仮定し、その仮定した所得金額に対する税額を七月と十一月に予納しておくという制度であります。

「予定納税」による所得税の納税義務は、その年の六月三十日を経過する時に成立し、同時になんらの手続を要することなく、法律上確定することとされていますが納税者の便宜などの点を考慮してその年の六月一日の現況により、予定納税基準額を計算し、六月十五日までに、予定納税額ならびに第一期（七月）第二期（十一月）において納付すべき予定納税額を通知し、納付していただくことになつております。

また「予定納税基準額」に対し災害等により、損害を受けた人や前年に比し、著しく所得金額や税額が七割以下になると認められる場合は、その年の六月三十日の現況により七月十五日までに、納税地の所轄税務署長に対し、第一期および第二期において納付すべき予定納税の減額にかかる承認の申請をすることができます。

これを「予定納税額の減額の承認の申請」といいます。申請用紙類は用意してありますから申し出てくだされば結構と思います。

なお、ご不明の点がありましたら、麻生税務署所得税係におたずねください。

国民年金から

○福祉年金所得状況の届け出は早めに

七十歳以上のお年寄り、重度の身体障害者、夫と死別した母子世帯の人々で、現在福祉年金を受けている方は、六月十日までに役場住民課年金係に提出することになっており、その提出時期が来ました。

この所得状況届とは、福祉年金を受けている本人、そのつれあい年金を受けている人を実際に養っている者の四十二年中の所得状況を届け出るもので、これによって、ことしの五月から来年の四月までの一年間、福祉年金を受けることができるかどうかを決める重要な届け書です。

所得状況届は、六月十日までに役場住民課年金係に提出することになっていますが、期限までに提出されないと、福祉年金の支払いは、九月六日の支払に間に合わないことになりますので、早めに提出しましょう。

所得状況届には、国民年金証書公的年金の証書（公務扶助料、遺族年金、退職年金または恩給など受けている場合）を添えて出してください。国民年金がないと、今年の年金支払額が記入できませんし、もちろん郵便局でも支払いは受けられません。

なお、いままで基準以上の所得があることによって福祉年金の支給を停止された方でも、毎年の法律改正で、福祉年金の支給するかどうかの基準が引き上げられていますから、年金を受けられるようになっている場合もありますのでこのような方はご相談下さい。

また、新たに公務扶助料などの公的年金を受けることになった方で、まだその届けを出していない方は、所得状況を提出する際に一緒にこの届け出もしてください。

所得状況届や前に述べた届けの用紙は、役場住民課年金係にありますので、印カン持参のうえ届け出て下さい。

○国民年金の納められない方は保険免除手続きをしましょう

ウサギとカメのお話は、この頃ではあまり聞かれなくなりましたが、私たちにとっては、なにか子供の頃を思い出させる、なつかしい教訓があります。

この頃では、とかくウサギのような人生が流行している感がありますが、みなさんはどうお考えですか？　やっぱり人生はカメのように、着実に一歩一歩進んでいくのが、ほんとうだと思うのですが。

私たちの老後を守り、不慮の事故から生活を守る国民年金もいわばカメの生き方と同じなのです。たゆまず、休まず、毎月の保険料をかけていつてことあとの生活が明るく楽しいものになるのです。思い出したように掛けてみて、あとは休んでしまったりでは、万一のとき後悔するようなことがないとも限りません。

そうしたことのないよう、保険料は欠かさず納めましょう。滞納が重なると、それだけ負担がふえるわけです。一回休みますと、次の回から納めるのが苦痛になります。つまり、ここにもウサギとカメのたとえがここにも生きているわけです。といっても、なかには生活が苦しくて、なかなか納めずらい思いをしている人もあろうかと思います。そうした人のためには、保険料を免除する仕組みを国民年金ではとてもおります。そうした方は、地区の国民年金委員さんか役場住民課年金係まで申し出て、免除の手続をしてください。

行政相談員に額賀林之助さん再任

皆さんの相談に応じて親身になってお世話くださる額賀林之助行政相談員の任期は三月末まででしたが、このたび四月一日付にて行政管理庁長官から行政相談委員に委嘱されました。

行政相談員は、国の行政全般についての苦情、要望意見などをお待ちの皆さんの相談に応じて、関係行政機関に連絡したり、あるいは、茨城行政監察局と共に、その改善をはかる役割を果たしております。

この行政相談制度は、相談内容の秘密が守られ、しかも経費が一切かかりませんので、気軽にご利用くださるようお奨めします。また、いつでも相談に応じてもらえます。

【庁内人事】

五月一日付（　）は旧職

税務課長補佐兼徴税係長　宮内　治（老人福祉センター）
老人福祉センター　宮内　省三（農政係長）
農政係長　平山　隆吉（徴税係長）
民生係長　宮内　孝知（民生課）
産業課　権名　功（住民課）
教育委員会へ出向　横瀬　三郎（産業課）
民生課　宮本喜久江（出納室）
出納室　小貫雅子（民生課）
総務課　塙　正子（新採）

人口と世帯

世帯数	2,251戸
人口	11,130人
男	5,322人
女	5,808人

昭和44年4月末日現在

告示板

お医者さんの日曜当直

月日	当直医師	電話
六月一日	全医師	
六月八日	久米医師	七一
六月十五日	剣持医師	一七一
六月二十二日	横瀬医師	四
七月六日	全医師	
七月十三日	久米医師	七一
七月二十日	剣持医師	一七一
七月二十七日	横瀬医師	四

事業所統計を実施
＝七月一日全国いっせいに＝

総理府統計局では、七月一日から全国いっせいに、事業所統計調査を行なっています。この調査は十年ごとに実施している国勢調査とならぶ国のもっとも基本的な統計調査で、事務所、工場、飲食店、旅館をはじめ学校、病院、神社、寺院にいたるまで、あらゆる事業所について、経営組職、事業内容や従業者数などを調べ県、村ごとの事業所数、従業者数の規模やその産業別構成を明らかにするもので、いわば日本の産業の見取図を作る統計調査です。

この調査から作られる統計は、国、都道府県、市町村での経済政策、地域開発計画、都市計画、国民所得の推計、地方交付税の算定などのために欠くことのできない基本的な資料として使用されます。

派米農業研修生募集

ただいま、社団法人農業研修生派米協会では、昭和四十四年度の派米農業研修生募集を行なっています。

一、募集期間
昭和四十四年五月十日から七月十二日まで

二、選考
○、期日、場所
昭和四十四年七月十六日午前十時から水戸、水府荘で
○選考方法
作文、面接（中学二年程度の英語の筆記テスト及び英会話）簡易な体力テストの総合判定による。
○携行品
筆記用具、昼食、印鑑

三、申込先
水戸市三の丸
茨城県農林水産部
教育普及課

その他、研修生募集についてくわしい問合せについてはもよりの地区農業改良普及所もしくは直接県農林水産部教育普及課にお問い合せください。

交通事故相談所が開設
七月一日から

鉾田町鉾田、合同庁舎内の鹿行地方県民室に交通事故の相談所が七月一日から開設されます。

この交通事故相談所は、最近の交通事故が都市区域から農村区域に広がり増加の一途にあります。そこで、いままで県では事業の一関として県庁内で実施していた、交通相談を地方に本年から実施することになりました。

この相談所は、賠償額の算定、示談の仕方、自動車損害賠償保険などでおこまりになっている方はご相談ください。

詠進歌の募集について

一、昭和四十五年歌会始のお題は「花」と定められました。
（注）お題の「花」は、桜にかぎらず草木の何の花でも題材として結構です。

二、詠進歌の詠進要領
○　一人一首とし、未発表のもの
○　用紙は、半紙を用い、毛筆で自書のこと。
○　書式は、半紙を横に二つ折りにして、右半面にお題と歌、左半面に住所、氏名（本名ふりがな）、生年月日および職業（くわしく）を書くこと。
○　詠進の期間は、九月一日から十月十一日まで。
○　あて先は「東京都千代田区一番一号、宮内庁」とし封筒に「詠進歌」と書きそえること。